

地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細（変更）

山形県地域公共交通活性化協議会

○地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第7条第2項第1号～第7号関係）

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本県では、総人口が減少する一方で65歳以上の高齢者数が年々増加する中、平成29年3月の改正道路交通法の施行を契機に自動車運転免許の返納も増加傾向にあるなど、移動手段を公共交通に頼らざるを得ない、いわゆる交通弱者が増加することが見込まれている。

一方では、学校、病院、行政機関の再編統合、郊外型大型店舗の進出に伴う地元商店街の衰退等により、県民の生活圏が拡大しており、地域間幹線系統のバス路線は、通院、通学、通勤、買い物等の日常生活を行う上で不可欠な移動手段となっている。

しかしながら、少子高齢化やモータリゼーションの進展等により、本県におけるバス利用者数は、この30年間で8割以上減少し、現在も減少傾向に歯止めがかからない状況にあり、更に近年のコロナ禍によりバス事業者は極めて厳しい経営環境に置かれている。

これらのことから、一定規模の乗合バス事業をバス事業者が単独で継続運行することが困難な状況になっており、国、県による地域公共交通確保維持事業による支援が必要となっている。

今回、当該計画において認定申請する幹線バス系統は、鉄道、幹線系統以外の路線バス、市町村が維持に努めるバスやデマンド型交通との接続や、各地域の中核的な医療機関や高等学校等の公共施設など利用者のニーズに対応しているものである。特に、鉄道のない市町村については、移動手段の確保に特段の配慮を行っている。

本協議会としては、県民が安心して社会生活を送り、積極的に社会参加でき、活力ある地域へとつながるよう、今後とも複数市町村にまたがる広域的・幹線的なバス系統の確保・維持に努めていく。

○山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、県内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

・山形県地域公共交通活性化協議会における定期的な協議・検証

○山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。

・GTFS-JP等のデータの県ホームページ上での公開

○山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。

・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、県民や来訪者への普及啓発

・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討

○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

2. 運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の達成

- ・県全体目標値（目標年度R6年度末）

RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外60,000人、県内70,000人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の達成

- ・県全体目標値（目標年度R6年度末）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50回／人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の達成

- ・県全体目標値（目標年度R6年度末）（山形県地域公共交通計画 P.129、132 参照）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道：7,203万6千円（直近年度の実績5,602万8千円）

路線バス：4億6,000万円（直近年度の実績4億7,553万4千円）

コミュニティバス：4億4,000万円（直近年度の実績5億3,331万4千円）

デマンド交通：1億5,000万円（直近年度の実績2億4,033万9千円）

タクシー：1億円（直近年度の実績3,000千円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

- ・上記目標を達成するためには、特に地域間幹線系統の維持・利用拡大が不可欠であり、各系統において後述の生産性向上の取組みを進めながら、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」に記載する計画輸送量の達成を目標とする。

○事業の効果

- ・地域間幹線バス系統を維持することにより、地域で生活する移動制約者の生活に必要不可欠な交通手段が確保される。また、広域的・幹線的系統と地域的・支線的系統の有機的な連携により、効率的なバスネットワークが形成され、県民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。
- ・定量的な事業目標を導入することにより、運行費用の抑制や効率的な運行を促進し、適切な受益者負担やサービス水準へ誘導することが期待できる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRESASの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を作成し添付

5. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表3」を作成し添付。

((10) 山交ビル（県立中央病院・高掬）天童温泉）

6. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表4」を作成し添付

別 紙

7. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】

別添資料「幹線系統バスの生産性向上に係る取組み一覧」のとおり

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係)

8. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費補助等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域間幹線系統路線を運行するバス車両については、使用開始から20年以上を経過するなど耐用年数を大幅に上回っており、老朽化に伴い修繕費も年々増加している事から、早急な買い換えが必要となっている。

しかしながら、幹線系統の路線バス事業は運行欠損を生じており、事業者単独で車両の取得を押し進めていくことは困難であり、車両減価償却費等国庫補助金の活用により、取得を進めるものである。

取得にあたっては、高齢者等の移動等の円滑化に配慮するものとし、令和5年度は上記のうちノンステップバス3台を購入するものである。

9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費補助等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

やまがた長寿安心プラン（令和3年度策定）における
令和7年度末の乗合バスのノンステップ化率 80%

○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の達成

・県全体目標値（目標年度R6年度末）

RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外60,000人、県内70,000人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の達成

・県全体目標値（目標年度R6年度末）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50回／人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の達成

・県全体目標値（目標年度R6年度末）（山形県地域公共交通計画 P.129、132 参照）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道 : 7,203万6千円（直近年度の実績5,602万8千円）

路線バス : 4億6,000万円（直近年度の実績4億7,553万4千円）

コミュニティバス : 4億4,000万円（直近年度の実績5億3,331万4千円）

デマンド交通 : 1億5,000万円（直近年度の実績2億4,033万9千円）

タクシー : 1億円（直近年度の実績3,000千円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

・上記目標を達成するためには、特に地域間幹線系統の維持・利用拡大が不可欠であり、各系統において後述の生産性向上の取組みを進めながら、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」に記載する計画輸送量の達成を目標とする。

別紙

(2) 事業の効果

老朽化した車両の更新として車両を取得することにより地域間幹線バスシステムの維持が図られるとともに、特にノンステップバスの導入促進によって地域で生活する高齢者をはじめとする移動制約者の日常生活に必要な移動手段の確保の一助となる。さらには、県民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。

10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」及び「表7」を作成し添付
なお、山形県は国庫補助金と同額を負担。

○その他申請に関する事項

11. 協議会の開催状況と主な議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

<令和3年度>

- ・ 令和3年6月28日（第1回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論
- ・ 令和3年8月25日（第2回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論
- ・ 令和4年1月31日（第3回）：令和3年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
- ・ 令和4年3月24日（第4回）：令和4年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について

<令和4年度>

- ・ 令和4年6月27日（第1回）：地域公共交通計画の修正等についての議論
- ・ 令和4年9月21日（第2回）：協議運賃の変更に係る協議（書面）
（日付は書面協議成立時）
- ・ 令和5年1月27日（第3回）：令和4年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
- ・ 令和5年3月 日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

<令和3年度>

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会

- ・ 令和3年11月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更（村山）
- ・ 令和4年1月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更（村山・庄内）
- ・ 令和4年2月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更（村山・最上・置賜）
- ・ 令和4年3月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更（村山）

<令和4年度>

- ・ 令和4年12月23日：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細等の
（日付は書面協議成立時） 変更（庄内）
- ・ 令和5年2月27日：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細等の
（日付は書面協議成立時） 変更（最上）

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

- ・ 令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

12. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

13. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	山形県みらい企画創造部総合交通政策課長
関係市区町村	山形県内市町村地域公共交通担当課長（全35市町村） 宮城県総合交通対策課長 福島県生活交通課長 仙台市公共交通推進課長
交通事業者・ 交通施設管理者等	国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所交通対策課長 山形県県土整備部道路保全課長 山形県県土整備部空港港湾課長 関係バス事業の代表者 東日本旅客鉄道株式会社 仙台支社 山形鉄道株式会社 山形空港ビル株式会社 庄内空港ビル株式会社
地方運輸局	東北運輸局山形運輸支局長
その他協議会が 必要と認める者	一般社団法人山形県バス協会会長 一般社団法人山形県ハイヤー協会会長 山形県ハイヤー・タクシー協会会長 山形県交通運輸産業労働組合協議会議長 山形県警察本部交通部交通企画課長 各総合支庁総務企画部総務課連携支援室長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県山形市松波二丁目8-1

(所 属) 山形県みらい企画創造部総合交通政策課

(氏 名) 主事 森野 太郎

(電 話) 023-630-3417

(e-mail) ykotsu@pref.yamagata.lg.jp

別紙

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する国庫補助額 (千円)	特例措置
山形県	山交バス(株)	(1) 山形市役所(六角・荒砥)長井	13,274.0	1
		(2) 山交ビル(荒谷)天童	6,891.5	
		(3) 県立中央病院(表蔵王・四ツ谷)高松葉山	1,643.5	
		(4) 山形(若葉町・南山形)高松葉山	6,772.0	
		(5) 寒河江駅前(松川・左沢)宮宿	3,558.0	
		(6) 寒河江駅前～谷地	3,423.0	
		(7) 山交ビル～寒河江駅前	6,998.5	
		(8) 天童～寒河江	4,391.0	3
		(9) 天童(東根市役所)北町	946.5	
		(10) 山交ビル(県立中央病院・高揃)天童温泉	828.5	
		(11) 山交ビル(漆山・長岡)天童温泉	7,462.0	
		(14) 新庄(東根・作並)仙台	38,301.5	3
		(15) 県立病院～金山	3,663.0	
		小計	98,153.0	
		山交バス(株)、宮城交通(株)	(12) 上山～仙台	8,168.5
	小計		8,168.0	
	山交バス(株)、ジェイアールバス東北(株)	(13) 米沢～仙台	41,321.5	3
		小計	41,321.0	
	(株)新庄輸送サービス	(16) 県立病院～肘折	3,068.0	
		小計	3,068.0	
	(有)はながさバス	(17) 銀山線	5,317.0	3
小計		5,317.0		
庄内交通(株)	(19) 鶴岡～三川	7,123.5	3	
	(20) 三川～酒田	6,974.0	3	
	(21) 鶴岡～いでは文化記念館	8,604.5	3	
	小計	22,702.0		
合 計			178,729.0	

※令和5年度、令和6年度については、令和4年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略。

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ)÷チニマ)	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 (d+e+f)/3=ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ											
							基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間																	
							経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統 の実車走行 キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ'=d	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ'	補助対象系統 の実車走行 キロ当 たり経常 収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統 の実車走行 キロ当 たり経常 収益 ヤ'÷マ'=f															
							円	km	円/km	円	km	円/km	円	km	円/km															
第1号	1		185,614.2	km	58,995,617	円	137円80銭	28,855,039	円	204,871.2	km	140円84銭	26,216,908	円	199,947.0	km	131円11銭	28,209,164	円	199,399.2	km	141円47銭	25,577,636	円	33,417.981	円	26,548.027	円	26,548.027	
第2号			187,833.5	km	59,700,999	円	194円93銭	39,188,431	円	191,230.5	km	204円92銭	38,207,835	円	192,042.5	km	198円95銭	34,756,492	円	192,080.5	km	180円94銭	36,614,384	円	23,086.615	円	26,865.449	円	23,086.615	
第3号			56,132.5	km	17,841,153	円	212円41銭	21,390,865	円	102,696.1	km	208円29銭	22,959,740	円	103,036.1	km	222円83銭	21,204,935	円	102,867.7	km	206円13銭	11,923.104	円	5,918.049	円	8,028.518	円	5,918.049	
第4号			222,713.6	km	70,787,290	円	231円59銭	58,214,907	円	215,840.0	km	269円71銭	47,134,954	円	216,638.0	km	217円57銭	44,912,712	円	216,448.0	km	207円49銭	51,578,242	円	19,209.048	円	31,854.280	円	19,209.048	
第5号			81,266.0	km	25,829,585	円	154円04銭	14,287,526	円	92,907.1	km	153円78銭	17,237,296	円	90,638.9	km	190円17銭	10,398,662	円	87,985.2	km	118円18銭	12,518,214	円	13,311.371	円	11,623.313	円	11,623.313	
第6号			83,286.0	km	26,471,622	円	171円01銭	52,727,146	円	266,318.1	km	197円98銭	16,512,913	円	98,391.2	km	167円82銭	14,074,955	円	95,584.0	km	147円25銭	14,242,738	円	12,228.884	円	11,912.229	円	11,912.229	
第7号			232,406.4	km	73,868,050	円	176円73銭	17,641,432	円	92,319.0	km	191円09銭	48,513,140	円	275,194.0	km	176円28銭	44,497,330	円	273,246.2	km	162円84銭	41,073.183	円	32,794.867	円	33,240.622	円	32,794.867	
第8号	3	62.647%	61,403.7	km	19,516,552	円	63円16銭	3,532,360	円	60,231.6	km	58円64銭	3,161,710	円	60,863.4	km	51円94銭	4,905,523	円	62,152.0	km	78円92銭	3,878.257	円	15,638.295	円	8,782.448	円	8,782.448	
第9号			79,452.0	km	25,253,023	円	141円34銭	13,073,602	円	91,116.0	km	143円48銭	13,474,086	円	91,512.0	km	147円23銭	12,204,355	円	91,548.0	km	133円31銭	11,229,745	円	14,023.278	円	11,363.860	円	11,363.860	
第10号			34,776.3	km	11,053,299	円	165円80銭	8,468,667	円	34,199.1	km	247円62銭	4,169,544	円	34,487.7	km	120円89銭	4,483,099	円	34,776.3	km	128円91銭	5,765,910	円	5,287.389	円	4,973.984	円	4,973.984	
第11号			249,127.6	km	79,182,716	円	171円62銭	56,493,123	円	294,570.6	km	191円78銭	48,849,692	円	293,526.6	km	166円42銭	45,619,010	円	291,142.2	km	156円68銭	42,755,278	円	36,427.438	円	35,632.222	円	35,632.222	
第15号			116,534.8	km	37,039,420	円	121円25銭	19,536,200	円	115,763.6	km	168円75銭	12,289,547	円	116,341.7	km	105円63銭	10,416,688	円	116,534.8	km	89円38銭	14,129,844	円	22,909.576	円	16,667.739	円	16,667.739	
羽越	第14号	3	62.647%	618,423.0	km	196,559,566	円	193円97銭	183,007,583	円	718,329.6	km	254円76銭	121,308,248	円	672,203.2	km	180円46銭	96,009,537	円	654,446.7	km	146円70銭	119,955,509	円	76,604.057	円	88,451.804	円	76,604.057
東北	第14号	3	37.352%	618,423.0	km	196,559,566	円	193円97銭	183,007,583	円	718,329.6	km	254円76銭	121,308,248	円	672,203.2	km	180円46銭	96,009,537	円	654,446.7	km	146円70銭	119,955,509	円	76,604.057	円	88,451.804	円	76,604.057
合計				2,827,392.6	km	898,658,458	円		699,424,464	円	3,198,722.1	km		541,343,861	円	3,117,025.5	km		467,701,999	円	3,072,657.5	km		511,197,553	円	387,460,905	円	404,396,299	円	361,720,515

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分に係るもの ソ×ラ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ソ×みなし運行回数÷①計画運行回数=ホ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合																	
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要									
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合										
										円	%	円	%	円	%	円	%										
第1号	1		26,548,027	円		26,548	千円	13,274.0	千円	33,417,981	円	20,143,981	円	13,274,000	円	65.9%	0	円	0%	0	円	0%	6,869,981	円	34.1%		
第2号			23,086,615	円	13,783,053	円	13,783	千円	6,891.5	千円	23,086,615	円	16,195,115	円	6,891,500	円	42.6%	0	円	0%	0	円	0%	9,303,615	円	57.4%	
第3号			5,918,049	円	3,287,805	円	3,287	千円	1,643.5	千円	5,918,049	円	4,274,549	円	1,643,500	円	38.4%	0	円	0%	0	円	0%	2,631,049	円	61.6%	
第4号			19,209,048	円	13,544,841	円	13,544	千円	6,772.0	千円	19,209,048	円	12,437,048	円	6,772,000	円	54.5%	0	円	0%	0	円	0%	5,665,048	円	45.5%	
第5号			11,623,313	円	7,116,314	円	7,116	千円	3,558.0	千円	13,311,371	円	9,753,371	円	3,558,000	円	36.5%	0	円	0%	0	円	0%	6,195,371	円	63.5%	
第6号			11,912,229	円	6,846,108	円	6,846	千円	3,423.0	千円	12,228,884	円	8,805,884	円	3,423,000	円	38.9%	0	円	0%	0	円	0%	5,382,884	円	61.1%	
第7号			32,794,867	円	13,997,809	円	13,997	千円	6,998.5	千円	32,794,867	円	25,796,367	円	6,998,500	円	27.1%	0	円	0%	0	円	0%	18,797,867	円	72.9%	
第8号	3		8,782,448	円		円	8,782	千円	4,391.0	千円	15,638,295	円	11,247,295	円	4,391,000	円	39.0%	0	円	0%	0	円	0%	6,856,295	円	61.0%	
第9号			11,363,860	円	1,893,976	円	1,893	千円	946.5	千円	14,023,278	円	13,076,778	円	946,500	円	7.2%	0	円	0%	0	円	0%	12,130,278	円	92.8%	
第10号			4,973,984	円	1,657,994	円	1,657	千円	828.5	千円	5,287,389	円	4,458,889	円	828,500	円	18.6%	0	円	0%	0	円	0%	3,630,389	円	81.4%	
第11号			35,632,222	円	14,924,490	円	14,924	千円	7,462.0	千円	36,427,438	円	28,965,438	円	7,462,000	円	25.8%	0	円	0%	0	円	0%	21,503,438	円	74.2%	
第15号			16,667,739	円	7,326,478	円	7,326	千円	3,663.0	千円	22,909,576	円	19,246,576	円	3,663,000	円	19.0%	0	円	0%	0	円	0%	15,583,576	円	81.0%	
羽越	第14号	3	47,990,143	円		円	47,990	千円	23,995.0	千円	76,604,057	円	52,609,057	円	23,995,000	円	45.6%	0	円	0%	0	円	0%	28,614,057	円	54.4%	
東北	第14号	3	28,613,147	円		円	28,613	千円	14,306.5	千円	76,604,057	円	62,297,557	円		円	0.0%	0	円	0%	0	円	0%	62,297,557	円	100.0%	
合計			285,115,691	円		円	196,306	千円	98,153.0	千円	387,460,905	円	289,307,905	円	83,846,000	円	29.0%	0	円	0%	0	円	0%	205,461,405	円	71.0%	

表2(参考) 同一の補助系統として取り扱うことを県協議会が認める系統の一覧(令和5年~令和7年度)

番号	主系統	系統名	10月~3月			4月~9月			年間 運 回 数	主系統との異なる区間*					
			系統*	平日	土	日祝	平日	土		日祝	*総和	運賃総和	相違*	*比率	
3 (山交)	○	県立中央病院(表蔵王・四ツ谷) 高松葉山	21.1	4	4	4	3	0	0	2.9	1,854.0	101,790			
			21.0	21.0	4	4	4	3	0						0
			県立中央病院(表蔵王) 高松葉山	21.5	0	2	2	0	0	0	0.6	1,880.0	102,000	3.8	18.09%
				21.4	21.4	2	2	2	0	0					
統 合 (※2022年10月1日~2023年3月31日の期間のみ) 平均賃率は上記期間のみの適用									3.6	3,734.0	203,790				
										賃率(税抜)	49.60	54.57			

番号	主系統	系統名	10月~3月			4月~9月			運 回 数	主系統との異なる区間*			
			系統*	平日	土	日祝	平日	土		日祝	*総和	運賃総和	相違*
8 (山交)	○	天童~寒河江	17.2	5	5	0	変更なし	3.5	17.2	300			
			17.2	17.2	4	4	0						
			天童南駅~寒河江市立病院	17.3	2	1	0	変更なし	1.4	17.3	300	2.92	16.97%
				17.3	17.3	2	1	0					
統 合									5.0	34.5	600		
										賃率(税抜)	15.80	17.39	

番号	主系統	系統名	10月~3月			4月~9月			運 回 数	主系統との異なる区間*					
			系統*	平日	土	日祝	平日	土		日祝	*総和	運賃総和	相違*	*比率	
11 (山交)	○	山交ビル(漆山)天童温泉 ※2023年4月1日より 山交ビル(漆山・長岡)天童温泉	18.0	14	9	9	18	12	12	13.8	1,062.0	61,950			
			17.1	17.5	13	10	10	16	14						14
			山交ビル(長岡)天童温泉	17.7	11	10	10	0	0	0	5.2	1,143.9	69,100	3.3	18.85%
				16.8	17.2	12	9	9	0	0					
統 合 (※2022年10月1日~2023年3月31日の期間のみ) 系統キロ・平均賃率は上記期間のみの適用									19.1	2,205.9	131,050				
										賃率(税抜)	54.00	59.4			

番号	主系統	系統名	10月~3月			4月~9月			運 回 数	主系統との異なる区間*			
			系統*	平日	土	日祝	平日	土		日祝	*総和	運賃総和	相違*
15 (山交)	○	県立病院~金山	17.5	9	5	5	変更なし	7.6	747.2	26,490			
			17.5	17.5	9	5	5						変更なし
			県立病院(上台中)金山	17.8	1	0	0	変更なし	0.3	756.0	26,490	0.5	2.85%
				—	17.8	—	—	—					
		県立病院(最上公園)金山	17.5	1	0	0	変更なし	1.1	748.8	26,490	1.4	8.00%	
			17.5	17.5	2	1	1						変更なし
統 合									9.1	2,252.0	79,470		
										賃率(税抜)	32.07	35.28	



表6 車両の取得計画の概要

都道府県 (市区町村)	バス事業者等名	補助対象 車両数	車両に国 庫補助 する額 (千円)
山形県 (令和5年度)	山交バス株式会社	17	22,719
	庄内交通株式会社	1	1,532
	計	18	24,251
山形県 (令和6年度)	山交バス株式会社	15	22,927
	庄内交通株式会社	2	3,012
	計	17	25,939

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 山交バス株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和5年度)				確保維持路線名称又は区間	確保維持路線種別(申請番号)	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)
補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	車種			スロープ付き	標準					
羽越	5-1	地域内フリーター系統 山形市(5)～(11)	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	4	10	リース		
羽越	5-2	新橋(表蔵玉・四つ谷)高松塚山 山形(長瀬町・南山形)高松塚山	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	4	10	リース		
羽越	5-3	高河江(松川・友沢)宮城 山交ビル～高河江駅前	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	4	10	リース		

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定額(円)*消費税を除く				実費購入予定額合計額から減価償却を控除した額(円) ニ-1円=ホ	本と限度額のうちの少ない方の額(円) ヘ	普通償却限度額(円) ロ×(0.5×0.4)=1 (定額法)ロ×0.2=ニ	特別償却額(円) チ	償却限度額(円) ト+チ=ミ	事業者償却額(円) ム	スとのうち少ない方の額(円) ヅ	償却期間(月) ワ	補助対象経費 ヅ×ワ×1/2(月)=コ	計画額(千円) カ×1/2=ク	*残存価格(円) ヘ-カ=ケ
	車両価格	附属品価格	改造費	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
	イ	ロ	ハ	ニ		ヘ	ロ	チ	ト+チ=ミ	ム	ヅ	ワ	コ	ク	ケ
計	0			0		0	0	0	0	0	0		0千円	0	0

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定額(円)*消費税を除く				実費購入予定額合計額から減価償却を控除した額(円) ニ-1円=ホ	本と限度額のうちの少ない方の額(円) ヘ	普通償却限度額(円) ロ×(0.5×0.4)=1 (定額法)ロ×0.2=ニ	特別償却額(円) チ	償却限度額(円) ト+チ=ミ	事業者償却額(円) ム	スとのうち少ない方の額(円) ヅ	償却期間(月) ワ	補助対象経費 ヅ×ワ×1/2(月)=コ	計画額(千円) カ×1/2=ク	*残存価格(円) ヘ-カ=ケ
	車両価格	附属品価格	改造費	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
5-1	16,707,600	1,114,625	0	17,822,225	17,822,224	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	12,000,000
5-2	16,707,600	1,114,625	0	17,822,225	17,822,224	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	12,000,000
5-3	16,707,600	1,114,625	0	17,822,225	17,822,224	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	12,000,000
計	50,122,800	3,343,875	0	53,466,675	53,466,672	45,000,000	9,000,000	0	9,000,000	12,088,800	9,000,000		9,000千円	4,500	36,000,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率(%) ソ	補助対象経費 ツ	計画額(千円) ツ×1/2=ネ
5-1	15,000,000	12	0.9005%	0.9005%	122,928円	61.4
5-1	15,000,000	12	0.9005%	0.9005%	122,928円	61.4
5-1	15,000,000	12	0.9005%	0.9005%	122,928円	61.4
計	45,000,000				368千円	184

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+フ	計画額(千円) コ+ホ
9,368	4,684

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								
		新運軒		市営利行		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	1	1,561,400円	60.3%	円	%	円	%	1,029,728円	39.7%	
	2	1,561,400円	60.3%	円	%	円	%	1,029,728円	39.7%	
羽越	1	1,561,400円	60.3%	円	%	円	%	1,029,728円	39.7%	
	2	1,561,400円	60.3%	円	%	円	%	1,029,728円	39.7%	
合計		4,684,200円	60.3%	円	%	円	%	3,088,184円	39.7%	

2年目以降 令和 5 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助申請番号	
			当年度	前年度
羽越	30-1	東河江駅前(松川-左沢)宮宿 東河江～谷地	5-6	7-8
羽越	30-2	山交ビル～東河江駅前	6-7	2-3
羽越	30-3	山交ビル(湯山)天童 山交ビル(長閑)天童	11	11
羽越	30-4	山交ビル(湯山)天童 山交ビル(長閑)天童	11	11
羽越	30-5	山交ビル(湯山)天童 山交ビル(長閑)天童	11	9
羽越	2-1	山交ビル～東河江駅前	7	8
羽越	2-2	山交ビル～東河江駅前	7	8
羽越	2-3	山交ビル(湯山)天童温泉 山交ビル(長閑)天童温泉	11	11
羽越	3-1	東河江(松川-左沢)宮宿 山交ビル(湯山)高松葉山	3-4	3-4
羽越	3-2	東河江～谷地 山交ビル～東河江駅前	6-7	6-7
羽越	3-3	東河江～谷地 山交ビル～東河江駅前	6-7	6-7
羽越	4-1	東河江(松川-左沢)宮宿 山交ビル(湯山)高松葉山	3-4	5-7
羽越	4-2	東河江(松川-左沢)宮宿 山交ビル～東河江駅前	5-7	9-2
羽越	4-3	山交ビル(湯山)天童 天童(東河江駅前)北町	2-9	3-4

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法・定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円) 前年度への額→f	残存価額(円) 前年度(2年目のみ) の額→g	普通償却限度額 (円) (定率法) f × (0.59/0.4) × m (定額法) f × 0.2 = n	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	fとgのうち少ない 方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 f × t + 1.2 (月) = r (最終年度) t = m	計画額(千円)	* 残存価額 (円)
				?	m + u - v	o	?	?	?	円 0.0	円 0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	千円 0	0

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法・定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額 (円) 前年度への額→f	残存価額(円) 前年度(2年目のみ) の額→g	普通償却限度額 (円) (定率法) f × (0.59/0.4) × m (定額法) f × 0.2 = n	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	fとgのうち少ない 方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 f × t + 1.2 (月) = r (最終年度) t = m	計画額(千円)	* 残存価額 (円)
30-1	15,000,000	1,750,000	1,750,000	0	1,750,000	4,032,000	3,000,000	7	1,750,000円	875.0	0
30-2	15,000,000	1,750,000	1,750,000	0	1,750,000	4,032,000	3,000,000	7	1,750,000円	875.0	0
30-3	15,000,000	1,750,000	1,750,000	0	1,750,000	4,032,000	3,000,000	7	1,750,000円	875.0	0
30-4	15,000,000	1,750,000	1,750,000	0	1,750,000	4,032,000	3,000,000	7	1,750,000円	875.0	0
30-5	15,000,000	1,750,000	1,750,000	0	1,750,000	4,032,000	3,000,000	7	1,750,000円	875.0	0
2-1	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,972,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
2-2	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,972,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
2-3	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,972,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
3-1	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,951,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
3-2	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,951,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
3-3	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,951,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
4-1	15,000,000	12,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,750,000
4-2	15,000,000	12,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,750,000
4-3	15,000,000	12,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,750,000
計	210,000,000	92,000,000	35,750,000	0	35,750,000	55,657,080	35,750,000	12	35,750千円	17,875	56,250,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等の元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) fの額以内→g	償却期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	fとgのうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
30-1	15,000,000	7	54	60	0.28%	1,672	円 0.8	
30-2	15,000,000	7	54	60	0.28%	1,672	円 0.8	
30-3	15,000,000	7	54	60	0.28%	1,672	円 0.8	
30-4	15,000,000	7	54	60	0.28%	1,672	円 0.8	
30-5	15,000,000	7	54	60	0.28%	1,672	円 0.8	
2-1	15,000,000	12	37	48	0.4218%	19,588	円 9.7	
2-2	15,000,000	12	37	48	0.4218%	19,588	円 9.7	
2-3	15,000,000	12	37	48	0.4218%	19,588	円 9.7	
3-1	15,000,000	12	25	36	0.3762%	28,810	円 14.4	
3-2	15,000,000	12	25	36	0.3762%	28,810	円 14.4	
3-3	15,000,000	12	25	36	0.3762%	28,810	円 14.4	
4-1	15,000,000	12	10	21	0.4948%	56,442	円 28.2	
4-2	15,000,000	12	10	21	0.4948%	56,442	円 28.2	
4-3	15,000,000	12	10	21	0.4948%	56,442	円 28.2	
計	210,000,000					322	千円 160	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+7	ケ+9
36,072	18,035

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	負担者とその負担割合							
	都道府県	市町村	その他の者	事業者自己負担	「その他の者」の具体的割合			
30-1	875,800円	27.7%	円	%	円	%	2,282,072円	72.3%
30-2	875,800円	27.7%	円	%	円	%	2,282,072円	72.3%
30-3	875,800円	27.7%	円	%	円	%	2,282,072円	72.3%
30-4	875,800円	27.7%	円	%	円	%	2,282,072円	72.3%
30-5	875,800円	27.7%	円	%	円	%	2,282,072円	72.3%
2-1	1,528,700円	60.8%	円	%	円	%	972,188円	39.2%
2-2	1,528,700円	60.8%	円	%	円	%	972,188円	39.2%
2-3	1,528,700円	60.8%	円	%	円	%	972,188円	39.2%
3-1	1,514,400円	61.4%	円	%	円	%	951,610円	38.6%
3-2	1,514,400円	61.4%	円	%	円	%	951,610円	38.6%
3-3	1,514,400円	61.4%	円	%	円	%	951,610円	38.6%
4-1	1,528,200円	62.7%	円	%	円	%	908,802円	37.3%
4-2	1,528,200円	62.7%	円	%	円	%	908,802円	37.3%
4-3	1,528,200円	62.7%	円	%	円	%	908,802円	37.3%
合計	18,055,000円	47.5%	円	%	円	%	19,908,160円	52.5%

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 山交バス株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和6年度)				確保維持路線名称又は区間	確保維持路線種別(申請番号)	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)
補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	車種			スロープ付き	標準					
羽越	6-1	地域内フリーダイヤル系統 山形市(5)～(11)	ノスタップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	5	10	リース		
羽越	6-2	新橋(表裏玉・四つ谷)高松葉山 山形(表裏山・高松葉山)	ノスタップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	5	10	リース		
羽越	6-3	高河江(松川・友沢)宮城 山交ビル～高河江駅前	ノスタップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	5	10	リース		

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定額(円)*消費税を除く				実費購入予定額合計額から減価償却を控除した額(円) ニ-1円=ホ	本と限度額のうちの少ない方の額(円) ヘ	普通償却限度額(円) ロ ヘ×(0.5÷0.4)=1 (定額法)×0.2=ニ	特別償却額(円) チ	償却限度額(円) ト+チ=ミ	事業者償却額(円) ム	スとのうち少ない方の額(円) ヲ	償却期間(月) リ	補助対象経費 ヲ×リ×1/2(月)=ハ	計画額(千円) カ×1/2=コ	*残存価格(円) ヘ-カ=ク
	車両価格	附属品価格	改造費	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
	イ	ロ	ハ	ニ		ヘ	ロ	チ	ト+チ=ミ	ム	ヲ	リ	ハ	コ	ク
計	0			0		0	0	0	0	0	0		0千円	0	0

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定額(円)*消費税を除く				実費購入予定額合計額から減価償却を控除した額(円) ニ-1円=ホ	本と限度額のうちの少ない方の額(円) ヘ	普通償却限度額(円) ロ ヘ×(0.5÷0.4)=1 (定額法)×0.2=ニ	特別償却額(円) チ	償却限度額(円) ト+チ=ミ	事業者償却額(円) ム	スとのうち少ない方の額(円) ヲ	償却期間(月) リ	補助対象経費 ヲ×リ×1/2(月)=ハ	計画額(千円) カ×1/2=コ	*残存価格(円) ヘ-カ=ク
	車両価格	附属品価格	改造費	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
6-1	16,707,600	1,114,625	0	17,822,225	17,822,224	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	12,000,000
6-2	16,707,600	1,114,625	0	17,822,225	17,822,224	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	12,000,000
6-3	16,707,600	1,114,625	0	17,822,225	17,822,224	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	12,000,000
計	50,122,800	3,343,875	0	53,466,675	53,466,672	45,000,000	9,000,000	0	9,000,000	12,088,800	9,000,000		9,000千円	4,500	36,000,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率(%) ソ	補助対象経費 ツ	計画額(千円) ツ×1/2=ネ
6-1	15,000,000	12	0.9005%	0.9005%	122,928円	61.4
6-2	15,000,000	12	0.9005%	0.9005%	122,928円	61.4
6-3	15,000,000	12	0.9005%	0.9005%	122,928円	61.4
計	45,000,000				368千円	184

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+フ	計画額(千円) コ+ネ
9,368	4,684

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	負担者とその負担割合								
	新運貯蓄		市営貯蓄		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的構成
負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
1	1,561,400円	60.3%	円	%	円	%	1,029,728円	39.7%	
2	1,561,400円	60.3%	円	%	円	%	1,029,728円	39.7%	
3	1,561,400円	60.3%	円	%	円	%	1,029,728円	39.7%	
合計	4,684,200円	60.3%	円	%	円	%	3,088,184円	39.7%	

2年目以降 令和 6 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当年度	前年度
羽越	2-1	山交ビル～寒河江駅前	7	8
羽越	2-2	山交ビル～寒河江駅前	7	8
羽越	2-3	山交ビル(湯山)天童温泉 山交ビル(寒河)天童温泉	11	11
羽越	3-1	養病(養病王・四ツ谷)高松葉山 山形(養病王・南山形)高松葉山	3-4	3-4
羽越	3-2	寒河江～谷地 山交ビル～寒河江駅前	6-7	6-7
羽越	3-3	寒河江～谷地 山交ビル～寒河江駅前	6-7	6-7
羽越	4-1	養病(養病王・四ツ谷)高松葉山 山形(養病王・南山形)高松葉山	3-4	5-7
羽越	4-2	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江駅前	5-7	9-2
羽越	4-3	山交ビル(養病・石巻)天童 天童(養病)高松葉山	2-9	3-4
羽越	5-1	山交ビル(養病・石巻)天童 天童(養病)高松葉山 山形(養病王・南山形)高松葉山	地域内フィーダー系統 山形市(5～11)	左記
羽越	5-2	養病(養病王・四ツ谷)高松葉山 山形(養病王・南山形)高松葉山	3-4	3-4
羽越	5-3	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江駅前	5-7	5-7

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法・定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	ノとオのうち少ない 方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ア×イ÷1.2(月)÷ア (最終年度)イ×ア	計画額(千円)	*残存価額 (円)
	初年度への額→イ	前年度7(2年目のみ 9)の額→ア	イ×0.5a(0.4)÷ム (定率法)イ×0.2÷ム	ウ	ム+ウ→ノ	オ	ウ	ヤ		ア×1/2=カ	ラ-ア=フ
				0					円	0.0	0
				0					円	0.0	0
計	0	0	0	0	0	0			0 千円	0	0

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法・定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	ノとオのうち少ない 方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ア×イ÷1.2(月)÷ア (最終年度)イ×ア	計画額(千円)	*残存価額 (円)
	初年度への額→イ	前年度7(2年目のみ 9)の額→ア	イ×0.5a(0.4)÷ム (定率法)イ×0.2÷ム	ウ	ム+ウ→ノ	オ	ウ	ヤ		ア×1/2=カ	ラ-ア=フ
2-1	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,972,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
2-2	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,972,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
2-3	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,972,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
3-1	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,951,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
3-2	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,951,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
3-3	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,951,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
4-1	15,000,000	9,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,750,000
4-2	15,000,000	9,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,750,000
4-3	15,000,000	9,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,750,000
5-1	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
5-2	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
5-3	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
計	180,000,000	92,250,000	36,000,000		36,000,000	47,585,880			36,000千円	18,000	56,250,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等の元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	1と2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
2-1	15,000,000	12	49	60	0.4218%	0.4218%	6,840 円	3.4
2-2	15,000,000	12	49	60	0.4218%	0.4218%	6,840 円	3.4
2-3	15,000,000	12	49	60	0.4218%	0.4218%	6,840 円	3.4
3-1	15,000,000	12	37	48	0.3762%	0.3762%	17,505 円	8.7
3-2	15,000,000	12	37	48	0.3762%	0.3762%	17,505 円	8.7
3-3	15,000,000	12	37	48	0.3762%	0.3762%	17,505 円	8.7
4-1	15,000,000	12	22	33	0.4948%	0.4948%	41,656 円	20.8
4-2	15,000,000	12	22	33	0.4948%	0.4948%	41,656 円	20.8
4-3	15,000,000	12	22	33	0.4948%	0.4948%	41,656 円	20.8
5-1	15,000,000	12	13	24	0.9005%	0.9005%	96,282 円	48.1
5-2	15,000,000	12	13	24	0.9005%	0.9005%	96,282 円	48.1
5-3	15,000,000	12	13	24	0.9005%	0.9005%	96,282 円	48.1
計	180,000,000						486 千円	243

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+7	ケ+サ
36,486	18,243

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合						「その他の者」の具体的な概要
		都道府県		市町村		その他の者		
羽越	2-1	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	972,040円 39.3%
	2-2	60.7%	円	円	円	円	円	972,040円 39.3%
	2-3	60.7%	円	円	円	円	円	972,040円 39.3%
	3-1	61.3%	円	円	円	円	円	951,705円 38.7%
	3-2	61.3%	円	円	円	円	円	951,705円 38.7%
	3-3	61.3%	円	円	円	円	円	951,705円 38.7%
	4-1	62.8%	円	円	円	円	円	908,816円 37.4%
	4-2	62.8%	円	円	円	円	円	908,816円 37.4%
	4-3	62.8%	円	円	円	円	円	908,816円 37.4%
	5-1	60.1%	円	円	円	円	円	1,029,882円 39.9%
	5-2	60.1%	円	円	円	円	円	1,029,882円 39.9%
	5-3	60.1%	円	円	円	円	円	1,029,882円 39.9%
	合計		61.2%	円	円	円	円	11,584,729円 38.8%

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 山交バス株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和7年度)	補助プロジェクト名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持路線所在地(市町村)	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、リース、リース)			
羽越	7-1		山交バス株式会社(株) 羽越線(山交バス株式会社) 羽越線(山交バス株式会社)	地域内フィーダー系統 山形市(5)~(11)	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	6	10	リース
羽越	7-2		山交バス株式会社(株) 羽越線(山交バス株式会社) 羽越線(山交バス株式会社)	3-4	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	6	10	リース
羽越	7-3		山交バス株式会社(株) 羽越線(山交バス株式会社) 羽越線(山交バス株式会社)	5-7	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	6	10	リース

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実質購入予定費(円) * 消費税を除く				実質購入予定費合計額から償却対象を控除した額(円) (円) 〇-1円未満	Aと限度額のうちの少ない方の額(円) A	普通償却限度額(円) (円) (3年分) 〇→(0.50/0.4)→1 (定期償却)→0.2(2年)	特別償却額(円) F	償却限度額(円) D+F=G	事業者償却額(円) B	EとBのうち少ない方の額(円) E	償却期間(月) W	補助対象経費(円) F×7×1.2(月)→3	計画額(千円) K×1/2=3	*残存価格(円) H-G=9
	車両価格 I	附属品価格 J	改造費 K	合計 L=I+J+K+〇											
計	0			0		0	0	0	0	0	0		0	0	0

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実質購入予定費(円) * 消費税を除く				実質購入予定費合計額から償却対象を控除した額(円) (円) 〇-1円未満	Aと限度額のうちの少ない方の額(円) A	普通償却限度額(円) (円) (3年分) 〇→(0.50/0.4)→1 (定期償却)→0.2(2年)	特別償却額(円) F	償却限度額(円) D+F=G	事業者償却額(円) B	EとBのうち少ない方の額(円) E	償却期間(月) W	補助対象経費(円) F×7×1.2(月)→3	計画額(千円) K×1/2=3	*残存価格(円) H-G=9
	車両価格 I	附属品価格 J	改造費 K	合計 L=I+J+K+〇											
7-1	16,707,600	1,114,625	0	17,822,225	17,822,224	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	12,000,000
7-2	16,707,600	1,114,625	0	17,822,225	17,822,224	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	12,000,000
7-3	16,707,600	1,114,625	0	17,822,225	17,822,224	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	12,000,000
計	50,122,800			53,466,675	53,466,672	45,000,000	9,000,000		9,000,000	12,088,800	9,000,000		9,000	4,500	36,000,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) Hの額以内	償還期間(月) W	借入利率(%年利) R	レと2.5%のうち低い方の率(%) S	補助対象経費 T	計画額(千円) U×1/2=2
7-1	15,000,000	12	0.9005%	0.9005%	122,928	61.4
7-2	15,000,000	12	0.9005%	0.9005%	122,928	61.4
7-3	15,000,000	12	0.9005%	0.9005%	122,928	61.4
計	45,000,000				368	184

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+7	計画額(千円) 3+2
9,368	4,684

【負担者とその負担割合】

補助プロジェクト名	申請番号	負担者とその負担割合				事業者自己負担	「4」の欄の「5」の具体的な概要
		都道府県	市区町村	その他国庫	事業者自己負担		
羽越	1	1,581,400円	60.3%	円	%	1,029,728円	39.7%
	2	1,581,400円	60.3%	円	%	1,029,728円	39.7%
	3	1,581,400円	60.3%	円	%	1,029,728円	39.7%
合計		4,684,200円	60.3%	円	%	3,089,184円	39.7%

2年目以降（令和7年度）

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当年度	前年度
羽越	3-1	黒駒(美羅王・西ツ谷)高松葉山 山形(菅葉野・柳山形)高松葉山	3-4	3-4
羽越	3-2	高河江～谷地 山交ビル～高河江駅前	6-7	6-7
羽越	3-3	高河江～谷地 山交ビル～高河江駅前	6-7	6-7
羽越	4-1	黒駒(美羅王・西ツ谷)高松葉山 山形(菅葉野・柳山形)高松葉山	3-4	5-7
羽越	4-2	高河江～谷地 山交ビル～高河江駅前	5-7	9-2
羽越	4-3	山交ビル(黒谷・石巻)天童 天童(東葉野区)北町	2-9	3-4
羽越	5-1	山交ビル(黒谷・石巻)天童 天童(東葉野区)北町	3-4	左記
羽越	5-2	黒駒(美羅王・西ツ谷)高松葉山 山形(菅葉野・柳山形)高松葉山	3-4	3-4
羽越	5-3	高河江(松川・左沢)高河江 山交ビル～高河江駅前	5-7	5-7
羽越	6-1	山交ビル(黒谷・石巻)天童 天童(東葉野区)北町	3-4	左記
羽越	6-2	黒駒(美羅王・西ツ谷)高松葉山 山形(菅葉野・柳山形)高松葉山	3-4	3-4
羽越	6-3	高河江(松川・左沢)高河江 山交ビル～高河江駅前	5-7	5-7

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法/定額法) ※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	ととのうち少ない 方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)	*残存価額 (円)
	初年度への額→1	前年度(2年目のみ) 2)の額→3	3)×(0.50×0.4)-ム (定額法)→4×0.2-ム	ウ	ム+ウ=ノ	オ	ウ	ヤ	ケ×ナ×1.2(月)→フ (最終年度)→7=エ	マ×1/2=チ	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0千円	0	0

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法/定額法) ※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	ととのうち少ない 方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)	*残存価額 (円)
3-1	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,951,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
3-2	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,951,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
3-3	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,951,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
4-1	15,000,000	6,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,750,000
4-2	15,000,000	6,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,750,000
4-3	15,000,000	6,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,750,000
5-1	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
5-2	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
5-3	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
6-1	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
6-2	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
6-3	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
計	180,000,000	92,250,000	36,000,000	0	36,000,000	47,758,680	36,000,000		36,000千円	18,000	56,250,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等/元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	と2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
3-1	15,000,000	12	49	60	0.3762%	0.3762%	6,158 円	3.0
3-2	15,000,000	12	49	60	0.3762%	0.3762%	6,158 円	3.0
3-3	15,000,000	12	49	60	0.3762%	0.3762%	6,158 円	3.0
4-1	15,000,000	12	34	45	0.4948%	0.4948%	26,797 円	13.3
4-2	15,000,000	12	34	45	0.4948%	0.4948%	26,797 円	13.3
4-3	15,000,000	12	34	45	0.4948%	0.4948%	26,797 円	13.3
5-1	15,000,000	12	25	36	0.9005%	0.9005%	69,396 円	34.6
5-2	15,000,000	12	25	36	0.9005%	0.9005%	69,396 円	34.6
5-3	15,000,000	12	25	36	0.9005%	0.9005%	69,396 円	34.6
6-1	15,000,000	12	13	24	0.9005%	0.9005%	96,282 円	48.1
6-2	15,000,000	12	13	24	0.9005%	0.9005%	96,282 円	48.1
6-3	15,000,000	12	13	24	0.9005%	0.9005%	96,282 円	48.1
計	180,000,000						595 千円	297

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
7+7	7+7
36,595	18,297

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合									
		都道府県		市町村		その他		事業者自己負担		その他	
負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
3-1	1,503,000円	61.2%	円	%	円	%	951,758円	38.8%			
3-2	1,503,000円	61.2%	円	%	円	%	951,758円	38.8%			
3-3	1,503,000円	61.2%	円	%	円	%	951,758円	38.8%			
4-1	1,513,300円	62.8%	円	%	円	%	908,957円	37.5%			
4-2	1,513,300円	61.4%	円	%	円	%	951,797円	38.6%			
4-3	1,513,300円	61.4%	円	%	円	%	951,797円	38.6%			
5-1	1,524,600円	62.8%	円	%	円	%	908,956円	37.2%			
5-2	1,524,600円	62.8%	円	%	円	%	908,956円	37.2%			
5-3	1,524,600円	62.8%	円	%	円	%	908,956円	37.2%			
6-1	1,548,100円	60.1%	円	%	円	%	1,029,662円	39.9%			
6-2	1,548,100円	60.1%	円	%	円	%	1,029,662円	39.9%			
6-3	1,548,100円	60.1%	円	%	円	%	1,029,662円	39.9%			
合計	18,297,000円	61.4%	円	%	円	%	11,483,728円	38.6%			

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	庄内交通株式会社
------	----------

R5 年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	146,513 千円	営業外収益	3,612 千円	経常収益(イ)	150,125 千円	
	営業費用	433,415 千円	営業外費用	389 千円	経常費用(ロ)	433,804 千円	
	営業損益	△ 286,902 千円	営業外損益	3,223 千円	経常損益	△ 283,679 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	1,271,083.4 km					経常収支率	34.61 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	163,488 千円	営業外収益	3,381 千円	経常収益(イ)	166,869 千円	
	営業費用	460,537 千円	営業外費用	926 千円	経常費用(ロ)	461,463 千円	
	営業損益	△ 297,049 千円	営業外損益	2,455 千円	経常損益	△ 294,594 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	1,316,021.0 km					経常収支率	36.16 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	216,230 千円	営業外収益	2,122 千円	経常収益(イ)	218,352 千円	
	営業費用	472,942 千円	営業外費用	1,135 千円	経常費用(ロ)	474,077 千円	
	営業損益	△ 256,712 千円	営業外損益	987 千円	経常損益	△ 255,725 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	1,412,854.2 km					経常収支率	46.06 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
羽越	335円 54銭	350円 65銭	341円 28銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c}) \div 3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニ と ホ のいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
羽越	342円 49銭	362円 61銭	342円 49銭	118円 10銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数()	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程	他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率
			起点	主な経由地	終点				チ	オ							
羽越	19	3	鶴岡三川	外内島	エスモール	365 日	2,420 回	3.8	25.0 人	往19.1km (平均) 復19.1km	19.1km	往 . Km (平均) 復 . Km	0%	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	0%	100%
	20	3	三川酒田	イオンモール三川	日本海病院・イオン酒田南店	365 日	2,295 回	3.5	21.7 人	往19.6km 復20.9km	20.2km	往 . Km 復 . Km	0%	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	0%	100%
	21	3	鶴岡(ゆほかいで文化記念館)	エスモール	ゆほか荒川	365 日	3,126 回	3.1	26.3 人	往18.0km 復17.7km	17.8km	往18.0Km 復17.7Km	17.8km	100%	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	0%
合計			系統							往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	. Km	

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 $(\text{チ}-\text{リ}+\text{ヌ}) \div \text{チ} = \text{ラ}$	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 $\text{ヘ} \times \text{ワ}$ 以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 $\text{ノ} \times \text{ワ}$ 以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 $\text{カ}-\text{ヨ}=\text{タ}$	補助対象経費の限度額 $\text{カ} \times 9/20 = \text{レ}$	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
						経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 $\text{ヤ} \div \text{マ} = \text{ド}$	経常収益 $\text{ヤ}'$	実車走行キロ $\text{マ}'$	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 $\text{ヤ}' \div \text{マ}' = \text{ド}'$	経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 $\text{ヤ} \div \text{マ} = \text{ド}$				
羽越	19	3	%	92,444.0km	31,661,145円	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	17,413,629円	14,247,516円	14,247,516円	14,247,516円		
	20	3	%	90,505.5km	30,997,228円	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	17,048,475円	13,948,753円	13,948,752円	13,948,752円		
	21	3	%	111,663.6km	38,243,666円	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	21,034,016円	17,209,650円	17,209,649円	17,209,649円		
合計				294,613.1km	100,902,039円		0円	0.0km		0円	0.0km		55,496,120円	45,405,919円	45,405,916円	45,405,916円		

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの $\text{ソ} \times \text{ラ} = \text{ツ}$	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの $\text{ソ} \times \text{ラ}' = \text{ツ}'$	計画平均乗車密度が5人未満の路線 $\text{ツ} \times \text{ミ}$ なし運行回数 ノ / ①計画運行回数 $= \text{ネ}$	補助対象経費 ナ	計画額 $\text{ナ} \times 1/2 = \text{ラ}$		経常費用から経常収益を控除した額 $\text{ニ} \times \text{ワ} - \text{ヨ} = \text{ム}$	損失額から国庫補助額を控除した額 $\text{ム} - \text{ラ} = \text{ウ}$	ウの負担者とその負担割合							
							都道府県				市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要	
							負担額	負担割合			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
羽越	19	3	14,247,515円	円	10,793,571円	14,247 千円	7,123.5 千円	14,247,516円	7,124,016円	7,123,500円	100.0%	円	%	円	%	516円	0.0%	
	20	3	13,948,752円	円	8,999,194円	13,948 千円	6,974.0 千円	13,948,753円	6,974,753円	6,974,000円	100.0%	円	%	円	%	753円	0.0%	
	21	3	17,209,649円	円	10,123,322円	17,209 千円	8,604.5 千円	17,209,650円	8,605,150円	8,604,500円	100.0%	円	%	円	%	650円	0.0%	
合計			45,405,916円	円	29,916,087円	45,404 千円	22,702 千円	45,405,919円	22,703,919円	22,702,000円	100.0%	円	%	円	%	1,919円	0.0%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	山交バス株式会社、宮城交通株式会社
------	-------------------

1. 申請事業者の概要

【山交バス株式会社】							
補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	656,926 千円	営業外収益	49,112 千円	経常収益(イ)	706,038 千円	
	営業費用	1,227,399 千円	営業外費用	1,539 千円	経常費用(ロ)	1,228,938 千円	
	営業損益	△ 570,473 千円	営業外損益	47,573 千円	経常損益	△ 522,900 千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	3,804,498.8 km					経常収支率	57.45 %

【宮城交通株式会社】							
補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	2,637,531 千円	営業外収益	116,252 千円	経常収益(イ)	2,753,783 千円	
	営業費用	3,345,034 千円	営業外費用	1,006 千円	経常費用(ロ)	3,346,040 千円	
	営業損益	△ 707,503 千円	営業外損益	115,246 千円	経常損益	△ 592,257 千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	5,371,136.7 km					経常収支率	82.30 %

【山交バス株式会社】							
基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	765,003 千円	営業外収益	14,351 千円	経常収益(イ)	779,354 千円	
	営業費用	1,236,082 千円	営業外費用	2,871 千円	経常費用(ロ)	1,238,953 千円	
	営業損益	△ 471,079 千円	営業外損益	11,680 千円	経常損益	△ 459,399 千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	3,884,479.5 km					経常収支率	62.91 %

【宮城交通株式会社】							
基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	2,839,619 千円	営業外収益	123,299 千円	経常収益(イ)	2,962,918 千円	
	営業費用	3,753,227 千円	営業外費用	354 千円	経常費用(ロ)	3,753,581 千円	
	営業損益	△ 914,608 千円	営業外損益	122,945 千円	経常損益	△ 791,663 千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	5,759,342.7 km					経常収支率	78.91 %

【山交バス株式会社】							
基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	926,465 千円	営業外収益	1,768 千円	経常収益(イ)	928,233 千円	
	営業費用	1,206,229 千円	営業外費用	484 千円	経常費用(ロ)	1,206,713 千円	
	営業損益	△ 279,764 千円	営業外損益	1,284 千円	経常損益	△ 278,480 千円	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	3,872,241.1 km					経常収支率	76.92 %

【宮城交通株式会社】							
基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	3,714,884 千円	営業外収益	84,763 千円	経常収益(イ)	3,799,647 千円	
	営業費用	3,789,405 千円	営業外費用	454 千円	経常費用(ロ)	3,789,859 千円	
	営業損益	△ 74,521 千円	営業外損益	84,309 千円	経常損益	9,788 千円	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	6,309,930.4 km					経常収支率	100.26 %

(補助対象事業者の「基準期間[※]」を最終年度とする連続した過去3年間に於ける実車走行キロ当たり経常費用等)

【山交バス株式会社】			
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) □「ニハ」=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) □「ニハ」=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) □ニハ=c
羽越	311円62銭	318円89銭	323円02銭
東北	311円62銭	318円89銭	323円02銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

【宮城交通株式会社】			
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) □「ニハ」=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) □「ニハ」=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) □ニハ=c
羽越	600円61銭	651円73銭	622円96銭
東北	600円61銭	651円73銭	622円96銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

【山交バス株式会社、宮城交通株式会社】			
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) □「ニハ」=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) □「ニハ」=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) □ニハ=c
羽越	456円11銭	485円31銭	472円99銭
東北	456円11銭	485円31銭	472円99銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ+ハ=ト	【山交バス株式会社】		【宮城交通株式会社】	
					キロ当たり経常収益 イ+ハ=ト	キロ当たり経常収益 イ+ハ=ト		
羽越	471円47銭	362円61銭	362円61銭	349円13銭	185円57銭	512円70銭	512円70銭	
東北	471円47銭	347円40銭	347円40銭	349円13銭	185円57銭	512円70銭	512円70銭	

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程	地球公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地球公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との結合部分に係るキロ程		他路線との結合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との結合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ス+ル)÷チー)				
				起点	主な経由地	終点								リ	ス	ル	チ	オ							
羽越	12	3	上山～仙台	高松東山温泉		県庁・市役所前	365	日	2734 (7.4)	回	8.1	59.9	人	往 80.8Km 復 80.9Km	(平均)	往 51.1Km 復 51.2Km	(平均)	往 . Km 復 . Km	(平均)	往 . Km 復 . Km	(平均)	往 . Km 復 . Km	11.3Km	13.99%	22.64%
東北	12	3	上山～仙台	高松東山温泉		県庁・市役所前	365	日	2734 (7.4)	回	8.1	59.9	人	往 80.8Km 復 80.9Km	(平均)	往 29.7Km 復 29.6Km	(平均)	往 . Km 復 . Km	(平均)	往 . Km 復 . Km	(平均)	往 . Km 復 . Km	51.2Km	63.37%	0.00%
														往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km		%	%
														往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km		%	%
合計			系統											往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km			

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ス+ル)÷チー)	計画乗車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×フ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ×フ以下の額:コ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ×ヨ/20=レ	補助対象経費の限度額 カ×ヨ/20=レ	タ又はのうちのいずれか少ないほうの額	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ	乗車走行 キロ マ	補助対象系統の 乗車走行 キロ当たり経常 収益 ヤ'÷マ'=d	経常収益 ヤ	乗車走行 キロ マ	補助対象系統の 乗車走行 キロ当たり経常 収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益 ヤ	乗車走行 キロ マ	補助対象系統の 乗車走行 キロ当たり経常 収益 ヤ'÷マ'=f					
羽越	12	3	36.63%	442,094.0 km	160,307,705 円	163円21銭	92,184,529 円	433,788.0 km	212円51銭	61,432,777 円	429,607.3 km	142円99銭	57,391,451 円	427,811.1 km	134円15銭	72,154,161 円	88,153,544 円	72,138,467 円	72,138,467 円
東北	12	3	63.37%	442,094.0 km	153,583,455 円	163円21銭	92,184,529 円	433,788.0 km	212円51銭	61,432,777 円	429,607.3 km	142円99銭	57,391,451 円	427,811.1 km	134円15銭	72,154,161 円	81,429,294 円	69,112,554 円	69,112,554 円
			%	. km	円	円 銭	円	km	円 銭	円	km	円 銭	円	km	円 銭	円	円	円	円
			%	. km	円	円 銭	円	km	円 銭	円	km	円 銭	円	km	円 銭	円	円	円	円
合計				. km	円	円	円	km	円	円	km	円	円	km	円	円	円	円	円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ノのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 ノ×マ'÷マ''	ノのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 ノ×マ'÷マ''	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ①計画運行回数÷③計画乗車密度	補助対象経費	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	ウの負担者とその負担割合											
									都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の真実の概算			
									負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
羽越	12	3	16.337920	円	0	円	16,337 千円	8,168.5 千円	136,279,897 円	128,111,397 円	8,168,500 円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
東北	12	3	0	円	0	円	0 千円	0.0 千円	136,279,897 円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
				円	円	円	千円	千円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
				円	円	円	千円	千円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
合計				円	円	円	千円	千円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%

(1) 記載要領

- 乗入バス事業者の収益、乗車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者においては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗入バス事業者と他の事業者を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自第338号、自第151号、自第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めらる。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱第6条の名称を記載すること。
- 地球キロ当たり経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地球公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年6月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱第2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載すること。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全日数における総計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載すること。
- 「系統キロ程」の欄、「地球公共交通再編実施計画の認定を受ける区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との結合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各系統系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分(リ)に記載すること。
- 「他路線との結合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との結合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該結合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チー)-補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ))-同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス)に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ノのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地球公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との結合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との結合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画乗車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「乗車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、(ア)「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、「2」の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、「ツ」の金額を記載すること(千円未満の端数は切り捨て)。
- 「補助対象経費の見込額」の欄は、(ア)「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、1/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうちの、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度、基準期間の前年度の実績を平均して算出することし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごと100円未満(0.5円未満)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
20. 計算上生じた千円未満の端数は切り捨てること。
- 「補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ又は同じよりも運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することとするものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から、土・日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	山交バス株式会社、ジェイアールバス東北株式会社
------	-------------------------

1. 申請事業者の概要

【山交バス株式会社】

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	656,926 千円	営業外収益	49,112 千円	経常収益(イ)	706,038 千円
	営業費用	1,227,399 千円	営業外費用	1,539 千円	経常費用(ロ)	1,228,938 千円
	営業損益	△ 570,473 千円	営業外損益	47,573 千円	経常損益	△ 522,900 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	3,804,498.8 km				経常収支率	57.45 %

【ジェイアールバス東北株式会社】

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	403,510 千円	営業外収益	79,455 千円	経常収益(イ)	482,965 千円
	営業費用	917,981 千円	営業外費用	290 千円	経常費用(ロ)	918,271 千円
	営業損益	△ 514,471 千円	営業外損益	79,165 千円	経常損益	△ 435,306 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	2,306,713.5 km				経常収支率	52.60 %

【山交バス株式会社】

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	765,003 千円	営業外収益	14,351 千円	経常収益(イ)	779,354 千円
	営業費用	1,236,082 千円	営業外費用	2,871 千円	経常費用(ロ)	1,238,953 千円
	営業損益	△ 471,079 千円	営業外損益	11,680 千円	経常損益	△ 459,399 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	3,884,479.5 km				経常収支率	62.91 %

【ジェイアールバス東北株式会社】

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	533,193 千円	営業外収益	8,567 千円	経常収益(イ)	541,760 千円
	営業費用	984,579 千円	営業外費用	9 千円	経常費用(ロ)	984,588 千円
	営業損益	△ 451,386 千円	営業外損益	8,558 千円	経常損益	△ 442,828 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	2,369,887.2 km				経常収支率	55.02 %

【山交バス株式会社】

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	926,465 千円	営業外収益	1,768 千円	経常収益(イ)	928,233 千円
	営業費用	1,206,229 千円	営業外費用	484 千円	経常費用(ロ)	1,206,713 千円
	営業損益	△ 279,764 千円	営業外損益	1,284 千円	経常損益	△ 278,480 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	3,872,241.1 km				経常収支率	76.92 %

【ジェイアールバス東北株式会社】

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	750,577 千円	営業外収益	4,322 千円	経常収益(イ)	754,909 千円
	営業費用	1,083,173 千円	営業外費用	2,101 千円	経常費用(ロ)	1,085,274 千円
	営業損益	△ 332,596 千円	営業外損益	2,231 千円	経常損益	△ 330,365 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	2,631,267.0 km				経常収支率	69.56 %

(補助対象事業者の「基準期間[※]」を最終年度とする連続した過去3年間に於ける実車走行キロ当たり経常費用等)

【山交バス株式会社】

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) □「c」/ハ「a」=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) □「c」/ハ「b」=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) □c/ハ=c
羽越	311円62銭	318円89銭	323円02銭
東北	311円62銭	318円89銭	323円02銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

【ジェイアールバス東北株式会社】

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) □「c」/ハ「a」=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) □「c」/ハ「b」=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) □c/ハ=c
羽越	412円45銭	415円45銭	398円08銭
東北	412円45銭	415円45銭	398円08銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

【山交バス株式会社、ジェイアールバス東北株式会社】

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) □「c」/ハ「a」=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) □「c」/ハ「b」=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) □c/ハ=c
羽越	362円03銭	367円17銭	360円55銭
東北	362円03銭	367円17銭	360円55銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト	【山交バス株式会社】	【ジェイアールバス東北株式会社】
					キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
羽越	363円25銭	362円61銭	362円61銭	197円47銭	185円57銭	209円37銭
東北	363円25銭	347円40銭	347円40銭	197円47銭	185円57銭	209円37銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程	地球公共交通再編事業を実施する区間におけるキロ程	系統キロ程と地球公共交通再編事業を実施する区間におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との割合部分に係るキロ程	他路線との割合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との割合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ス+ル)÷チ+キ)						
				起点	主な経由地	終点																		
羽越	13	3	米沢～仙台	米沢市役所	運の駅米沢	仙台駅東口	365	日	2190 (6.0)	回	5.1	30.6	人	往 119.8Km 復 119.8Km	(平均)	往 . Km 復 . Km	(平均)	往 . Km 復 . Km	(平均)	往 . Km 復 . Km	(平均)	往 . Km 復 . Km	%	19.04%
東北	13	3	米沢～仙台	仙台駅東口	運の駅米沢	米沢市役所	365	日	2190 (6.0)	回	5.1	30.6	人	往 119.8Km 復 119.8Km	(平均)	往 . Km 復 . Km	(平均)	往 . Km 復 . Km	(平均)	往 . Km 復 . Km	(平均)	往 . Km 復 . Km	%	80.95%
								日	()	回			人	往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km	%	%
								日	()	回			人	往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km	%	%
合計			系統						()				人	往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km	%	

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ス)+チ+キ)	計画乗車走行キロ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×フ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ×フ以下の額:コ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ×ヨ/20=レ	補助対象経費の限度額 カ×ヨ/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ	乗車走行 キロ マ	補助対象系統 の乗車走行 キロ当たり経常 収益 ヤ'÷マ'=メ	経常収益 ヤ	乗車走行 キロ マ	補助対象系統 の乗車走行 キロ当たり経常 収益 ヤ'÷マ'=メ	経常収益 ヤ	乗車走行 キロ マ	補助対象系統 の乗車走行 キロ当たり経常 収益 ヤ'÷マ'=メ					
羽越	13	3	19.0%	524,286.0 km	190,111,346 円	159円22銭	120,731,994 円	527,962.2 km	228円77銭	72,541,918 円	484,521.9 km	149円71銭	50,501,661 円	508,543.4 km	99円30銭	83,476,816 円	106,634,530 円	85,550,105 円	85,550,105 円
東北	13	3	80.95%	524,286.0 km	182,136,956 円	159円22銭	120,731,994 円	527,962.2 km	228円77銭	72,541,918 円	484,521.9 km	149円71銭	50,501,661 円	508,543.4 km	99円30銭	83,476,816 円	98,680,140 円	81,961,630 円	81,961,630 円
			%	. km	円	円	円	km	円	円	km	円	円	km	円	円	円	円	円
			%	. km	円	円	円	km	円	円	km	円	円	km	円	円	円	円	円
合計				. km	円	円	円	km	円	円	km	円	円	km	円	円	円	円	円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ノのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との割合部分以外に係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から経常収益を控除した額	ウの負担者とその負担割合												
								都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の真実の概算				
								負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合					
羽越	13	3	16,294,728 円	16,295,258 円	16,294 千円	8,147.0 千円	106,970.073 円	98,823.073 円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
東北	13	3	66,349,578 円	66,349,890 円	66,349 千円	33,174.5 千円	106,970.073 円	73,795.573 円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
			円	円	千円	千円	千円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
			円	円	千円	千円	千円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
合計			円	円	千円	千円	千円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%

- 記載要領
- 乗入バス事業者の収益、乗車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者には、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗入バス事業者と他の事業者を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自管第338号、自管第151号、自管第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 補助ブロック名の欄は、補助金交付要綱別表の各名を転記すること。
- 地球キロ当たり経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごと一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 特例措置の欄は、地球公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」、平成29年6月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」、補助金交付要綱別表2-5に「1」を記載した場合には「3」を記載すること。
- 「計画運行回数」の欄は、補助対象期間中の全日数における総計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載すること。
- 「系統キロ程」の欄、「地球公共交通再編実施計画の認定を受けるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との割合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分(リ)に記載すること。
- 「他路線との割合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との割合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該割合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チー)補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ))同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ノのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地球公共交通再編事業を実施する区間におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との割合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との割合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画乗車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「乗車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、(ホ)「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、「(ヅ)」の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、「(ヅ)」の金額を記載すること(千円未満の端数は切り捨て)。
- 「補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の1/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごと100円未満(0.5円未満)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「補助対象経費」と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ場合は翌年度の運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することとするものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇〇年度については、令和〇〇年度事業から、土・日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため略。」)

(2) 添付書類